

立川市新清掃工場事業者選定審議会設置条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 9 月 4 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

市長の諮問に応じ、立川市新清掃工場の整備及び運営を行う者の選定を審議するため。

立川市新清掃工場事業者選定審議会設置条例

(設置)

第1条 立川市新清掃工場の整備及び運営を行う者（以下「事業者」という。）を公正かつ公平に選定するため、立川市新清掃工場事業者選定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議し、答申するものとする。

- (1) 事業者の選定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、諮問に係る答申の終了をもって満了とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、当該職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 審議会の会議は、公開しない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(報告)

第8条 委員は、特定の企業及び個人に対する便宜及び利益誘導の要請、依頼等の働きかけを受けた場合は、直ちに市長に報告しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

